

法務省矯少訓第2号

矯正管区長
少年院長

矯正教育課程に関する訓令を次のように定める。

平成27年5月14日

法務大臣 上川 陽子
(公印省略)

矯正教育課程に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年院法（平成26年法律第58号。以下「法」という。）第30条に規定する矯正教育課程に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
(矯正教育課程)

第3条 矯正教育課程は少年院の種類ごとに別表1のとおりとし、各少年院において実施する矯正教育課程は別表2のとおりとする。

(在院者の矯正教育課程の指定等)

第4条 少年院の長は、在院者が履修すべき矯正教育課程を指定するに当たっては、あらかじめ処遇審査会（少年院の処遇審査会に関する訓令（平成27年法務省矯少訓第3号大臣訓令）第3条第1項の処遇審査会をいう。）の意見を聴くものとする。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 少年院の長は、前項後段の場合には、矯正局長が別に定める場合を除き、あらかじめ、その者に法第36条第1項の規定による鑑別を受けさせなければならない。ただし、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第18条に規定する鑑別の結果に、あらかじめ当該変更に係る意見が盛り込まれている場合は、この限りでない。

3 少年院の長は、法第33条第2項の規定により在院者に指定した矯正教育課程を変更したときは、その旨をその少年院の所在地を管轄する矯正管区の長に報告するものとする。

(告知等)

第5条 少年院の長は、法第33条第1項又は第2項の規定により在院者が履修すべき矯正教育課程を指定し、又はこれを変更したときは、その在院者に対し、その旨を告知するものとする。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。

別表1

少年院の種類	矯正教育課程	符号	在院者の類型	矯正教育の重点的な内容	標準的な期間
第1種	短期義務教育課程	SE	原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	中学校の学習指導要領に準拠した、短期間の集中した教科指導	6月以内の期間
	義務教育課程Ⅰ	E1	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	小学校の学習指導要領に準拠した教科指導	2年以内の期間
	義務教育課程Ⅱ	E2	義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したもの	中学校の学習指導要領に準拠した教科指導	
	短期社会適応課程	SA	義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの	出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導	6月以内の期間
	社会適応課程Ⅰ	A1	義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの	社会適応を円滑に進めるための各種の指導	2年以内の期間
	社会適応課程Ⅱ	A2	義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの	自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導	
	社会適応課程Ⅲ	A3	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導	
	支援教育課程Ⅰ	N1	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導	
	支援教育課程Ⅱ	N2	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導	
	支援教育課程Ⅲ	N3	義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの	対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導	
第2種	社会適応課程Ⅳ	A4	特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者	健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導	2年以内の期間
	社会適応課程Ⅴ	A5	外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者	日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導	
	支援教育課程Ⅳ	N4	知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	社会生活に必要な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導	
	支援教育課程Ⅴ	N5	情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの	障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導	
第3種	医療措置課程	D	身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者	心身の疾患、障害の状況に応じた各種の指導	
第4種	受刑在院者課程	J	受刑在院者	個別的な事情を特に考慮した各種の指導	—

別表2

	施設名	実施すべき矯正教育課程															
		SE	E1	E2	SA	A1	A2	A3	N1	N2	N3	A4	A5	N4	N5	D	J
1	帯広少年院						○		○	○		○		○	○		
2	北海少年院			○		○					○						
3	紫明女子学院	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○		
4	月形学園	○			○												
5	盛岡少年院			○		○	○				○						
6	東北少年院					○											
7	青葉女子学園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
8	置賜学院	○			○												
9	茨城農芸学院					○					○						
10	水府学院					○											
11	喜連川少年院					○											
12	赤城少年院		○	○		○		○									
13	榛名女子学園					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
14	市原学園				○												
15	八街少年院						○										
16	多摩少年院					○											
17	関東医療少年院															○	○
18	愛光女子学園	○		○	○	○					○						
19	久里浜少年院						○	○				○	○				○
20	小田原少年院					○					○						
21	神奈川医療少年院								○	○				○	○		
22	新潟少年学院					○											
23	有明高原寮	○			○												
24	駿府学園	○			○												
25	湖南学院					○											
26	瀬戸少年院			○		○					○						
27	愛知少年院						○			○							
28	豊ヶ岡学園	○			○												
29	宮川医療少年院								○	○				○	○		
30	京都医療少年院															○	○
31	浪速少年院					○											
32	交野女子学院	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○		○
33	和泉学園		○	○		○		○									
34	泉南学寮	○			○												
35	加古川学園					○					○						
36	播磨学園				○												
37	奈良少年院						○					○					○
38	美保学園	○			○												
39	岡山少年院						○			○							
40	広島少年院			○		○					○						
41	貴船原少女苑	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
42	丸亀少女の家	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○		
43	四国少年院			○		○					○						
44	松山学園	○			○												
45	筑紫少女苑	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○		
46	福岡少年院			○		○											
47	佐世保学園	○			○												
48	人吉農芸学院					○					○						
49	中津少年学院								○	○				○	○		
50	大分少年院						○					○					
51	沖縄少年院	○		○	○	○	○				○						
52	沖縄女子学園	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○		

(注)「実施すべき矯正教育課程」欄の○は、当該矯正教育課程を実施すべきことを示す。
 なお、符号は別表1の符号による。